

令和8年7月16日

令和8年第7回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和8年7月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 片山 剛	2 番 藤村 幸生	3 番 藤村 浩司
5 番 林 聖文	6 番 小林 識史	7 番 小林 増次
9 番 松村 紀彦	10 番 小橋 和紀	11 番 黒崎 友美
14 番 中尾 正浩	15 番 塚田 由美子	16 番 二武 富男
17 番 藤中 京子	18 番 梅川 仁樹	19 番 原田 孝親

3 本日の総会に欠席した委員は次のとおり

4 番 隅 ふじ江	8 番 藤本 哲	12 番 迫田 瑞恵
13 番 佐崎 恭児		

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 藤本 慎司	次 長 西本 嘉彦
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 松岡 幸恵	錦支所 伊藤 良洋
美和支所 田村 尚巳	事務局 飴屋 陽子

5 会長は、午前10時00分、委員総数19名のうち、15名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

15 番 塚田 由美子	16 番 二武 富男
-------------	------------

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第27号	地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見について

報告事項

報告第1号	農地法第5条の規定による届出の受理について
報告第2号	農地所有適格法人報告書の提出について
報告第3号	現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和8年第7回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、15名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、15番塚田由美子委員と16番二武富男委員を指名いたします。よろしくお願いします。

「議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、121㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、岩国市中央卸市場から北北東に約420mに位置する農地です。

譲渡人は、相続で申請地を取得したが、高齢でもあり耕作できないと思っていたところ、譲受人から隣地と一緒に購入したいとの話があり、これに応じることとしたということです。譲受人は現在、役員をしている会社で以前より無花果を栽培しており、新たに耕作地を増やしたいと考えていたところ会社施設の近くに農地があったため、譲渡人に売買を願い出たということです。譲受人は、軽トラ2台、あと草刈り機を多数所有しており、耕起から収穫までの一連作業を家族3人で行い、収穫した無花果は家族、親戚、会社の従業員等に贈与する予定だそうです。

6月29日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地には竹が多く生い茂っており、耕作困難と思われましたが、申請人の方で竹はすべて伐採する予定で、伐採した後にしっかりと無花果を栽培していくということで、そのほかに調査項目に問題はなく3条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

なお、11番黒崎委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条に該当しておりますので、退席願います。

(委員退席)

事務局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、1,078 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、持ち分の譲受です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第15番

はい、それでは追加説明をいたします。

申請地は、岩国市役所より東へ1.05kmに位置している農地です。

譲渡人は、相続により取得したものの、今後農業を行う予定もなく、管理も難しいため、持ち分の権利移動をしようと思いました。譲受人は譲渡人からの申請があり、申し出を受け、引き続き農業を行うため権利移動を行うことにしました。自家用消費の栽培で周辺農地の耕作者と農業を通じて交流し、草刈も定期的に行い、迷惑をかけないようにやっていくとのことでした。

6月29日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

11番委員は入室してください。

(委員入室)

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、134 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします。

第3番

それでは追加説明をいたします。

申請地は錦川清流線北河内駅から南へ700mの場所にある農地です。

譲渡人は相続で取得したが自分では耕作することができず、農地を手放そうと考えていたところ、譲受人との売買が成立したものです。譲受人は昨年より相続で取得した近隣の住宅農地で民泊を経営しており、現在所有している隣の畑の作業効率向上と規模拡大を考えており、譲渡人からの申し出を受けたものです。耕起から収穫までの一連の作業は、姉夫婦とともに

に行い、収穫した作物は今後計画している民泊や喫茶店、カフェ事業にも活用し、農業と新規事業を一体的に進めるとのことです。またファームズキッチン岩国や近隣の直売所で販売も計画しており、山口県農業組合 JA 山口にも加入予定です。

6月17日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。周辺農地への影響もなく3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑及び田、現況畑。面積は、798 m²ほか6筆、合計 5,722 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 1 1 番

はい、それでは追加説明をいたします。

申請地は岩国市灘出張所から南へ約 2.6 kmの場所に位置している農地です。

譲渡人はこれまで遠方に居住しながらも随時帰省し営農を行ってまいりましたが、高齢ともなり、以前より耕作を手伝ってきた岩国市在住の息子へ農地を引き継ぐということで、この度贈与の話がまとまったものです。譲受人は十年前より JA に加入しており、申請地ではこれまで同様、野菜や果樹の耕作を行うとのこと。必要な農機具は揃っており、収穫した農作物は自家消費のほか、ミカンの一部は JA へ出荷する予定です。

6月30日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。大変綺麗に耕作されており3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、515 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は玖珂支所奏より西へ413mのところに位置しております。

譲渡人は相続により申請地を取得したが、遠方に居住しているために農地の維持管理ができないので、譲受人へ譲り渡すことにしたそうです。譲受人は農業経営を始めたいと考えていたところ、譲渡人から農地を譲り渡したいとの申し出があったために申請地を取得することにしたということで自家用のさつまいもの栽培をするということです。

6月30日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,881 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

追加説明をいたします。

申請地は祖生出張所より西へ約2kmに位置する農地です。

譲渡人は昨年12月に遠方に移転し、農地を維持することができなくなり、手放そうと考えていたところ、譲受人が引き受けてくれることになりました。譲受人は農業経営を拡大したいと考えていたため、贈与の申し出を受け入れました。取得した土地では自然薯栽培を行うため、周辺の耕作者と農作業の時期や農薬散布の方法についてもよく相談し、草刈りも定期的に行い周辺農地に悪影響を及ぼすことのないように考えています。収穫した自然薯はJAに出荷するほか、直販も行う予定です。

7月2日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。提出書類も確認し、3条許可は適当と判断します。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。
次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事務局

7番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳畑及び田、現況畑。面積は、133 m²ほか1筆、合計752 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
担当の迫田委員が、欠席ですので、追加説明のほうを預かっております。

事務局

それでは代読をさせていただきます。

申請地は周東総合支所より南西へ330mの距離に位置する農地です。

譲渡人は高齢により農業の継続が困難となったため、農地の処分を希望していたところ、譲受人が買い受けることとなり、譲渡に至ったものです。
譲受人は農作物の栽培を希望していたところ、譲渡人より申し出がありました。申請地の隣地に自己の駐車場があり農作業における作業効率の向上が図れることから、譲り受けるものです。営農計画としては所有する耕耘機を活用し、耕起から収穫までの一連の作業を夫婦で行い、近隣の直売所において販売する予定です。

6月23日に調査項目に基づき、現地調査を実施した結果、農地法第3条の許可は適当と認められます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
以上です。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。
次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事務局

8番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳田及び畑、現況田及び畑。面積は、2,823 m²ほか13筆、合計12,300 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第1番

それでは説明します。

申請地は周東総合支所から南へ約2.8kmに位置します。譲渡人は現在県外に居住しており、今年の初め頃にそれまで申請地を耕作されていた九

十数歳だった実父の方がご逝去され、相続をしたものの、耕作できないことで悩んでいたところ、ペカン栽培を中心とした農業経営を目指す、今年の4回総会でペカン栽培で就農ということで許可を頂いたという方ですが、譲受人が希望し申請に至ったものです。

6月29日に支所担当者と調査項目に従い、調査いたしました。総面積は大きいものの圃場未整備ばかりで圃場数も十数枚に及び、近くに耕作放棄地や太陽光発電パネルも進んでいるところで、ほかに担い手もなく、水利事情を考えると果樹栽培ということもあり許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

9番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、291 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は美和総合支所から北東に約9kmの農地です。

譲渡人は高齢のため農業を行うことが困難になり、隣接する農地の耕作者に相談して、譲り渡すことにしたものです。譲受人は、申請地の隣に耕作している農地があり経営規模拡大のために譲り受けることにしたということです。

6月10日に事務局職員の方と一緒に現地で調査項目に従い調査を行いました。問題はなく3条許可は相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することを決定します。

続いて、「議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況畑。面積は、764 m²です。

第 1 1 番

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。
農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、被害防除計画書も添付されております。

また、事業者の説明に対し、近接関係者からの意見は特にありませんでした。

では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

では追加説明をいたします。

申請地は岩国市灘出張所から西へ直線距離で約 630mの場所に位置している農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の維持管理が困難でこのまま荒廃させるよりも再生可能エネルギーの普及に有効活用してほしいとの思いから売買契約に至ったものです。譲受人は国内各地の多くの休耕地で太陽発電事業を広く展開している京都府に本店を置く法人です。事業計画としましては、2筆の隣接する一体利用地と合わせてパネルを 168 枚設置、申請出力 49.5 k w です。半径 50m 以内の 19 名の近隣所有者へ説明を行い、了承をいただいたとのことでした。

6 月 30 日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行い、資金計画書、事業計画書、被害防除計画書の確認を行いました。雨水は自然浸透、汚水の発生はありません。周辺地域への影響もなく 5 条許可は相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2 番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、98 m²ほか 10 筆、合計 2,003 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、社員寮及び駐車場の建設です。
農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。
農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は玖珂支所より西へ 710m のところに位置しております。

譲渡人は 4 名おられますが、遠方に居住しておられたり、高齢になった

りで耕作ができないために譲り渡すことにしたということです。譲受人は会社を経営しており、グループ会社の社員寮及び駐車場を建設するために申請地を取得するということです。申請地の南側には令和5年に16戸の独身寮を一棟建設しております。今年度は2期工事として14戸分を建設し、その後3期工事として15戸分を建設する予定とのことです。

6月30日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、486㎡ほか1筆、合計829㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、建売住宅の建設です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林増次委員、追加説明をお願いします。

第7番

はい。それでは追加説明をいたします。

申請地は玖珂駅より約、東に600mのところにあります。

譲渡人は、耕作管理が困難になり、他に農業に後継者もいなく、売買に応じられることになりました。譲受人は、申請地周辺は宅地化が進み、利便性もよく需要が見込まれるため、一般個人住宅を建設されます。

6月29日に事務局職員と現地調査に行っています。提出書類には、なんら問題ありません。また周辺農地への影響ありません。5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、596 ㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅兼事務所及び貸駐車場の建設です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の迫田委員が、欠席ですので、追加説明のほうを預かっております。

事務局

それでは代読をさせていただきます。

申請地は周東総合支所より、南西へ640mの距離に位置する農地です。

譲渡人は相続により当該農地を取得したものの、遠方居住のため自ら耕作することが困難であり、譲渡に至ったものです。譲受人は現在、自己用住宅、事務所および事業用駐車場をそれぞれ賃借しており、利便性の向上を図るためにそれらを集約する目的で譲り受けるものです。なお、住宅等の建築にあたり雨水は道路側溝へ生活排水等は公共下水道へ接続されるため周辺への影響はないものと認められます。

6月23日に調査項目に基づき、現地調査を実施しました。必要書類も整っており農地法第5条の許可は適当と認められます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することします。

続いて、「議案第26号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」の1番と「議案第27号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見について」の1番は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第26号の1番、議案第27号の1番について、事務局より一括して議案説明してください。

事務局

1番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況畑。

面積は、282 ㎡です。申請人は記載のとおり。

申請目的は、自己用住宅です。農地区分は、第1種農地です。

農振整備計画から除外することに伴い、地域計画の対象からも当該地を外す変更案件となります。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第19番

それでは、追加説明をいたします。

申請地は美和町総合支所から北に約400mの土地で農振除外を、農地区

分は第1種農地です。申請地は、変更する理由は祖父母と両親が暮らしている近くに家を建てる。祖父母が行っている農業を両親とともに貢献したいと考えております。祖父が所有する農地の土地の中で日当たりや水道、電気等のインフラの進入路が整っている申請地を最小限で居宅を新築する計画のための今回の除外申請となりました。

なお、農地の集団化や担い手などの農地集積に支障を来たす場所ではございません。

調査は6月25日に支所担当職員と調査項目に従い、調査を行いました。農振除外においては適当と思われ、地域計画区域内であり、除外に向けて進んでおります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第26号の1番、議案第27号の1番について、適格と認め、市長に回答します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、332㎡です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか3件、合計4件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 由宇地区

報告年月日は、令和8月6月1日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、4月1日から3月31日。法人形態は株式会社です。

事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

議長

報告第3号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事務局

【事務局説明】

① 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見のとりまとめについて

議 長

- ② 農地利用集積等促進計画の認可について
- ③ 利用権の設定について（11 月公告分）
- ④ 非農地判定について
- ⑤ 農業者年金に係るお願いについて

引き続きまして、全国農業新聞を題材とした勉強会を始めます。
（全国農業新聞勉強会）

以上を持ちまして、勉強会を終了します。

次回定例総会は、8月17日（月）午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しております。

また、農業新聞勉強会には、8月7日版の農業新聞を持参いただき、意見や感想、気になった記事などを伺いますので、よろしくお願いします。
これで総会は、終了します。
お疲れ様でした。

次回総会について

令和8年8月17日月曜日10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時45分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 塚田 由美子

署名委員 二 武富男